

議事内容

局長	定刻よりちょっと早いようですが、○○委員が全国土地改良大会に参加されており、会議を始めて良いとご了解をいただいておりますので、定刻より少し早いですが、第 115 回常設審議委員会をはじめさせていただきたいと思います。 それでは、○○会長からご挨拶をよろしくお願ひします。
会長	(会長あいさつ)
会長	それでは、ただいまから第 115 回常設審議委員会を開催いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
局長	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 13 名の出席となっています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
会長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(前回の審議案件について、資料 1 により報告)
会長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・4 件を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願ひします。
会長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
会長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、○○町・○○委員と○○市・○○委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
会長	はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容については農業委員会事務局から説明をお願いします。
会長	はじめに、○○農業委員会からお願ひします。

○○農業委員会	(整理番号 5-1について、資料に沿って説明)
会長	次に、○○農業委員会から説明をお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 5-2について、資料に沿って説明)
会長	次に、○○農業委員会からお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 5-3の案件について説明)
会長	次に、○○農業委員会からお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 5-4の案件について説明)
会長	ただいま、農地法第5条関係4件の案件について、説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
会長	はじめに、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○申請の 風力発電設備への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	この風力発電の費用対効果について、ヒアリングはできているのでしょうか。
○○農業委員会	この風力発電設備の件は、○○年から計画されていて、市の方で再エネ関係の協議会を立ち上げ、収支が出てくるということです。 この申請自体が一旦県に出ています、県から逆に意見を聞かれているような状況です。 この事業によって、地元を支援することも考えられていることから、そこは大丈夫だと考えています。
○○委員	今、クリーンエネルギーである、こういう風力発電施設を我々は望む施設ではありますが、売電価格が下がってなかなか費用対効果が出ないので懸念があるところでした。 もう一つは、風力発電は1基と説明されましたが、あと2基は、別の場所に設置するということですか。

○○農業委員会	お配りした資料にもお示ししているように、あと2基別の場所に設置するようになっています。全部で、3基となりますが、そのうち1基だけが農地に設置するようになっています。
○○委員	沈さ池の場所と大きさそれにどんな構造となっているのかについて教えてください。
○○農業委員会	<p>設置場所は、この3ページの右側の赤でくくっている侵入口の角のところに沈さ池を設けまして、もう1つは、風車の敷地の横に沈さ池を設けて、上水を全部流すようになっております。</p> <p>この流れ先が両方とも土地改良区の水路になっていまして、土地改良の同意はもらっていて、沈さ池を2か所設けて流すようにはなっています。</p> <p>この沈さ池については、ここまで大きくななくてもいいかなとの話も出ているようですが、今のところはこれでそのまま計画通り進められると聞いています。</p>
○○委員	もう1つ、資金計画でその他の○○万っていうのは、これは工事の設計とか施工管理とかに要する経費ということですかね。
○○農業委員会	<p>そうですね、それぐらいしか聞いていません。あとは全部建設っていきます。</p> <p>○○の系統の加入金をもうすでに払ってあるみたいで、○○万ぐらい払ったことも聞いておりますので、その辺の費用とともに入ってるのかなと思ってます。</p>
会長	ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5関係、○○農業委員会より諮問の ○○ 申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会長	ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	3点お尋ねします。 まず、地域計画でのこの土地の位置付けというのはどうなっていますか。
○○農業委員会	はい、こちらについてはですね、元々地域計画策定前に計画がありましたので、地域計画からは元々外したところで計画が策定されておりました。
○○委員	はい、ありがとうございます。2点目は、この周辺を圃場整備したところが住宅地になったのか、そうじゃなく、ここだけ初めて圃場整備のところが住宅地になったのか、お尋ねします。
○○農業委員会	12ページで言いますと、北側にちょうど分譲地がありますが、この辺りとかは農振除外の後、転用されているところでございます。 また、申請地の東側の囲いのようになってぐるっと建っているところは、近年転用されてるとかいうところではなかったと思いますので、ちょっと元々農振地まで入ってたかどうかまで、ちょっと確認はできません。
○○委員	はい、ありがとうございました。最後です。価格の○○万円っていうのは大体これぐらいなんでしょうね。
○○農業委員会	そうですね。この転用地が○○地区ということで、非常に町内の中でも分譲地として人気の場所というところもあって、ちょっと価格的には他のところと比べて少し高い価格で取引されているっていうのが実態かと思います。
○○委員	ちょっと参考までですけど、12ページにずっと番号を小さく、これ住宅区分番号だと思うんですけど、これまでずっと、分譲地がなされている地域という理解でいいでしょうか。
○○農業委員会	これは、地番が書かれているものです。

○○委員	分譲後にこういう区画をして地番が振ってあるということですね。もう新興住宅地で、ぼんぼん建てるっていう感じですね。
○○農業委員会	そうですね、ちょっと小中学校も近いっていうこともあってですね。
○○委員	北側のまだ家の姿が見えないところは、直近の許可があって、まだ家が建っていないという表示になるわけですね。
○○農業委員会	○年ぐらい前の写真になっておりまして、この分譲地は、家が○割方建っております。
会長	質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○申請の貸ラップロール置場、貸農業用資材置場及び貸荷捌き場への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	1つお尋ねですけど、この貸ラップロール置き場っていうのは、要するにWCSをラップしますよね。それを第3者がラップをしたのを置き場として貸すという理解でよろしいでしょうか。
○○農業委員会	譲受人の○○さんは○○という会社の経営をされていまして、会社の方でラップ、WCSはしないなんんですけど、稻わらの方をラップしてここに置くということになりますので、申請者は○○さん、社長になります、代表取締役んですけど、○○さんが転用をするけれども、その後、○○という会社に貸すということで、貸しということを付けております。
○○委員	実際のラップロール業は○○がするっていうことですね。
○○農業委員会	そうですね、ラップをするのも○○です。会社でここまで持ってきて販売をするという事です。
○○委員	ラップロール稻わら、WCSとはちょっと言ったら、産地交付金とかの補助対象事業になっていると思うんですけど、それをラップロールして販売していいのかなというちょっと疑問があったもんだから、その辺はどうなんでしょうかね。

○○農業委員会	<p>産地交付金は、WCS とかが対象になると思いますが、こちらの方は WCS はしないで、稻わらのみです。</p> <p>稻わらを買った後、○○がラップをしてここまで持ってきて、この藁自体は畜産農家に販売をされるということになります。</p> <p>WCS は一切取り扱わないということになっております。</p>
○○委員会	<p>そしたら、これは、稻わらをロールするっていう補助金の対象になっていないっていうことと、耕畜連携関係の対象にはなっていないということことですか。</p>
○○農業委員会 会長	<p>その通りです。</p>
会長	<p>質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として ○○農業委員会会長に回答いたします。</p>
会長	<p>以上、本日意見を求められた 農地法第 5 条関係 4 件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。</p>
会長	<p>続きまして、その他の項目に移ります。</p> <p>県選出国会議員への要請活動（案）について、農業会議事務局から説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	<p>(資料 2 により事務局説明)</p>
会長	<p>続きまして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	<p>(資料 3 により事務局説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>
会長	<p>他にないようでございますので、以上をもちまして、第 115 回常設審議委員会を終了いたします。</p>

本日は、お疲れさまでした。

会長 次回は11月17日(月)、佐賀総合庁舎にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。